

介護認定調査の委託料の請求等について

1 業務報告について

- ① 業務報告書は、月毎に調査が終了し、調査票を提出済の対象者のみ記入してください。
- ② 業務報告書は、前月分を翌月の１０日まで提出してください。
- ③ 提出の際は、添書等は不要です。請求書といっしょに提出してください。

2 請求について

- ① 請求は、別添の町の請求書用紙をお願いします。（宛先は小国町長です。）
- ② 業務報告書の件数と請求件数は、必ず一致するようにしてください。
- ③ 請求書の債権者名と契約書の代表者名は一致してください。
- ④ 委託料単価は、１件３，３００円（内消費税３００円）です。

3 委託料の支払いについて

- ① 請求のあった日から３０日以内に指定の口座に振り込みます。
- ② 振替先口座番号は、必ずご記入ください。

4 その他

- ① 疑問の点は、下記までお問い合わせください。

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの１丁目１番地
小国町健康管理センター内健康福祉課 長寿介護担当
TEL ０２３８－６１－１０００